

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和三年六月十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 大島 勝

一 許可番号

令和二年八月七日

指令川建セ第〇二〇〇七〇号

二 検査済証番号

令和三年六月十四日

川建セ第〇三〇〇二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町大字上野字久保五百二十四番九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県坂戸市中富町七十七番地十九

関口 益美